

## 浦安市規則第67号

### 浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等 補助金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、私立保育所等において感染職員等や接触職員等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費の一部に対し、予算の範囲内において、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金を交付することにより、私立保育所等が実施する事業の継続に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 私立保育所等 次の各号のいずれかに該当するものであって、市内に存するものをいう。
  - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所
  - イ 法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所
  - ウ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
  - エ 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
  - オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により認可を得て設置

される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域  
子ども・子育て支援事業として実施する同条第10号に規定する一時預かり  
事業を行う事業所であって、地方公共団体が運営するもの以外のもの  
キ 子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業  
として実施する同条第11号に規定する病児保育事業を行う事業所であっ  
て、地方公共団体が運営するもの以外のもの

ク 浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）第2  
条第3号に規定する簡易保育所

(3) 感染職員等 新型コロナウイルス感染症に感染した者のうち私立保育所  
等の職員、在園児及び事業利用児童をいう。

(4) 接触職員等 新型コロナウイルス感染症の感染者と接触があった者  
（感染者と同居している場合に限る。）のうち、待機期間（令和5年4  
月1日から同年5月7日までの間にあつては接触した感染者の症状が発  
生した日から起算して5日間、令和5年5月8日から令和6年3月31日  
までの間にあつては新型コロナウイルス感染症を理由に待機した日数の  
うち市長が認めるものをいう。）が発生している私立保育所等の職員、  
在園児及び事業利用児童をいう。

（補助対象者）

**第3条** 補助金の交付を受けることができるものは、私立保育所等の運営事業  
者のうち、その運営する私立保育所等において感染職員等又は接触職員等が  
発生している者であつて、次の各号のいずれかに掲げる取組を実施している  
ものとする。

- (1) 保護者との連絡等における情報通信技術の活用
- (2) 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況を作らな  
い等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇用
- (3) 感染症対策計画の策定
- (4) 職員の体調管理

（補助対象経費等）

**第4条** 補助対象経費及び補助上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助上限額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他補助対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

**第6条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

**第7条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付請求書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

**第8条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条）

区分	補助対象経費	補助上限額
補助対象者のうち、第2条第2号アからオまで及びクに該当するもの	(1) 緊急時の保育人材確保に係る経費 (2) 職場環境の復旧、整備等に係る経費	定員19人以下の施設については、300,000円 定員20人以上59人以下の施設については、400,000円 定員60人以上の施設については、500,000円
補助対象者のうち、第2条第2号カ及びキに該当するもの	(1) 緊急時の保育人材確保に係る経費 (2) 職場環境の復旧、整備等に係る経費	300,000円

備考

- 1 この表における「定員」とは、次に掲げる定員で令和5年4月1日時点のものをいう。
  - (1) 補助対象者のうち第2条第2号ア、イ及びオに該当するものについては、子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する利用定員
  - (2) 補助対象者のうち第2条第2号ウ及びエに該当するものについては、子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する利用定員
  - (3) 補助対象者のうち第2条第2号クに該当するものについては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に規定する入所定員
- 2 補助対象経費については、国又は他の地方公共団体からの補助金、寄附金その他の収入額を除くものとする。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等  
補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

年度浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金の交付を受けたいので、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金交付規則第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類  
補助対象経費の支払を証する書類

第2号様式（第6条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等  
補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市私立保育  
所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助金の交付について、次  
のとおり決定したので、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策  
備品購入費等補助金交付規則第6条の規定により通知します。

1 交付決定

交付決定額 円

2 不交付決定

（理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表

する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第7条）

浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等  
補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった補助  
金を、浦安市私立保育所等新型コロナウイルス感染症対策備品購入費等補助  
金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額

円